



宮 崎 県 公 報

平成22年12月24日 (金曜日) 第 2246 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○公の施設の指定管理者の指定…………… (文化文教・国際課) 1	頁
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 2	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 2	
○指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更…………… (“) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 3	
○指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更…………… (“) 3	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 3	

○公の施設の指定管理者の指定 (2件) …………… (観光推進課) 3	
○道路の区域の変更 (4件) …………… (道路保全課) 4	
○道路の供用の開始 (3件) …………… (“) 5	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 5	

公 告

○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更…………… (水産政策課) 5	
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 7	
○落札者等の公告…………… 7	
選挙管理委員会告示	
○宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 7	
内水面漁場管理委員会指示	
○漁業法に基づく指示…………… 7	

告 示

宮崎県告示第 902号

公の施設に関する条例 (昭和39年宮崎県条例第7号) 第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。
平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
県立芸術劇場
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

財団法人宮崎県立芸術劇場

理事長 青 木 賢 児

宮崎県宮崎市船塚3丁目 210番地

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

宮崎県告示第 903号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。
平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570105413	訪問介護ステーション soinn	宮崎県宮崎市中西町42番地	特定非営利活動法人一会	宮崎県宮崎市生目台西4丁目17番地7	平成22年11月1日	訪問介護
4570400715	介護サービスのぞみ	宮崎県日南市板敷2093番地1	有限会社M・K企画	宮崎県日南市星倉3354番地2	平成22年11月1日	訪問介護
4570600819	ニチイケアセンター日向	宮崎県日向市原町4丁目1番16号	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	平成22年11月1日	訪問介護
4572001099	デイサービスエンゼルたかなべ	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋2525番地	株式会社 介護とリハビリのエンゼル	宮崎県児湯郡川南町川南 12714番地13	平成22年11月1日	通所介護
4570105470	去川訪問介護ステーション	宮崎県宮崎市高岡町内山3679番地2	株式会社入木運送	宮崎県宮崎市高岡町内山3679番地2	平成22年11月10日	訪問介護
4572001115	デイサービスセンターたかなべ	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 123	株式会社拓	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地 123	平成22年11月15日	通所介護

4570105488	デイサービスセンター美修苑	宮崎県宮崎市田野町甲1671番地3	株式会社蔵元	宮崎県宮崎市大坪西2丁目14番10号	平成22年11月22日	通所介護
------------	---------------	-------------------	--------	--------------------	-------------	------

宮崎県告示第 904号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570600801	ニチイケアセンター日向	宮崎県日向市原町4丁目1番16号	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	平成22年11月1日	居宅介護支援
4570800450	居宅介護支援事業所向陵台	宮崎県西都市右松3292番地65	株式会社R.S西都	宮崎県西都市右松3292番地65	平成22年11月1日	居宅介護支援
4570105504	居宅介護支援事業所 神宮居宅	宮崎県宮崎市神宮1丁目307番地	株式会社九州ケアサービス	宮崎県宮崎市田野町乙10125番地9	平成22年11月29日	居宅介護支援

宮崎県告示第 905号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570105413	訪問介護ステーション soinn	宮崎県宮崎市中西町42番地	特定非営利活動法人一会	宮崎県宮崎市生目台西4丁目17番地7	平成22年11月1日	介護予防訪問介護
4570400715	介護サービスのぞみ	宮崎県日南市板敷2093番地1	有限会社M・K企画	宮崎県日南市星倉3354番地2	平成22年11月1日	介護予防訪問介護
4570600819	ニチイケアセンター日向	宮崎県日向市原町4丁目1番16号	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	平成22年11月1日	介護予防訪問介護
4572001099	デイサービスエンゼルたかなべ	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋2525番地	株式会社 介護とリハビリのエンゼル	宮崎県児湯郡川南町川南 12714番地13	平成22年11月1日	介護予防通所介護
4570105470	去川訪問介護ステーション	宮崎県宮崎市高岡町内山3679番地2	株式会社入木運送	宮崎県宮崎市高岡町内山3679番地2	平成22年11月10日	介護予防訪問介護
4570105082	デイサービスセンター月見ヶ丘	宮崎県宮崎市本郷北方高山2589番地	株式会社ブッティング・ハウス	宮崎県宮崎市本郷北方高山2589番地	平成22年11月12日	介護予防通所介護
4572001115	デイサービスセンターたかなべ	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地123	株式会社拓	宮崎県児湯郡高鍋町上江6649番地123	平成22年11月15日	介護予防通所介護
4570105488	デイサービスセンター美修苑	宮崎県宮崎市田野町甲1671番地3	株式会社蔵元	宮崎県宮崎市大坪西2丁目14番10号	平成22年11月22日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 906号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届

出があった。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4570400707	デイサービスセン ターびろうの里	宮崎県日南市南郷 町中村乙6947番地 1	デイサービスセン ターびろうの里	宮崎県日南市南郷 町中村乙6947番地 2号	平成22年11月1日	通所介護

宮崎県告示第 907号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定
居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4560390074	訪問看護ステーシ ョンきたかた	宮崎県延岡市北方 町角田丑1369番地 90	有限会社富士	宮崎県延岡市北方 町角田丑1369番地 90	平成22年11月1日	訪問看護

宮崎県告示第 908号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により
、指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次
のとおり届出があった。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4570400707	デイサービスセン ターびろうの里	宮崎県日南市南郷 町中村乙6947番地 1	デイサービスセン ターびろうの里	宮崎県日南市南郷 町中村乙6947番地 2号	平成22年11月1日	介護予防通所介 護

宮崎県告示第 909号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により
、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があっ
た。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4560390074	訪問看護ステーシ ョンきたかた	宮崎県延岡市北方 町角田丑1369番地 90	有限会社富士	宮崎県延岡市北方 町角田丑1369番地 90	平成22年11月1日	介護予防訪問看 護

宮崎県告示第 910号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2
第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
 県営国民宿舎えびの高原荘
 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設
- 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 宮交ショッピングアンドレストラン株式会社
 代表取締役 西 田 英 司
 宮崎県宮崎市中村東 2 丁目 8 番12号
- 指定の期間
 平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

宮崎県告示第 911号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
 県営国民宿舎高千穂荘
- 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 神楽酒造株式会社
 代表取締役 佐 藤 公 一
 宮崎県高千穂町大字岩戸 144番地 1
- 指定の期間
 平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

宮崎県告示第 912号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年12月24日から平成23年 1 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 48号	串間市大字大納字一ノ坂3199番 1 地先から同市同大字同字3199番 1 地先まで	旧	7.3 ~ 32.4	161.5
				新	7.3 ~ 56.4	

宮崎県告示第 913号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年12月24日から平成23年 1 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
13	県道	高岡郡司分線	宮崎市大字細江字桑田迫4067番 1 地先から同市同大字字枇杷ノ首53 40番 5 地先まで	旧	28.0 ~ 77.0	112.0
				新	28.0 ~ 58.0	

宮崎県告示第 914号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年12月24日から平成23年 1 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
234	県道	中渡川下三ヶ線	日向市東郷町下三ヶ字竜馬1986番地先から同市同町下三ヶ同字1986番地先まで	旧	7.6 ~ 13.5	14.3
				新	10.1 ~ 17.0	

宮崎県告示第 915号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年12月24日から平成23年 1 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
375	県道	学園木花台本郷北方線	宮崎市大字郡司分字鶴田乙 320番 4 地先から同市まなび野三丁目12番 1 地先まで	旧	17.0 ~ 71.6	668.6
				新	17.0 ~ 72.7	

宮崎県告示第 916号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年12月24日から平成23年 1 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 48号	串間市大字 大納字一ノ 坂3199番 1 地先から同 市同大字同 字3199番 1 地先まで	平成22年12月24日

宮崎県告示第 917号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年12月24日から平成23年 1 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
234	県道	中渡川 下三ヶ 線	日向市東郷 町下三ヶ字 竜馬1986番 地先から同 市同町下三 ヶ同字1986 番地先まで	平成22年12月24日

宮崎県告示第 918号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年12月24日から平成23年 1 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
375	県道	学園木 花台本	宮崎市大字 郡司分字鶴	平成22年12月28日

郷北方
線
田乙 320番
4 地先から
同市まなび
野三丁目12
番 1 地先ま
で

宮崎県告示第 919号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 南方垣下－1 地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から18号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と18号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市南方町垣下 537
2	” ” ” 537
3	” ” ” 537
4	” ” ” 538
5	” ” ” 539
6	” ” ” 546－1
7	” ” ” 547－イ
8	” ” ” 547－イ
9	” ” ” 547－イ
10	” ” ” 551
11	” ” ” 553
12	” ” ” 548
13	” ” ” 549
14	” ” ” 566－1
15	” ” ” 544－1
16	” ” ” 540－3
17	” ” ” 541－3
18	” ” ” 542－1

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第77号。以下「法」という。）第 4 条第 7 項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更したので、公表する。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、生産量で全国第17位、生産額で全国第12位（平成20年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。

また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（新みやざき

創造計画)の中でも重要な位置づけであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- (2) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊するカツオ、マグロ、シイラ等の暖海性の回遊性魚類の、沿岸域ではイワシ、アジ、サバ類の浮魚類、マダイ、チダイ、クルマエビあるいは根付け資源のイセエビ等の好漁場が形成されている。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源が低水準、減少傾向にあるものが多くなるにつれ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

- (3) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、マダイ、ヒラメ、クルマエビ等地先の資源を中心として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

- (4) また、本県の重要資源であるマダイ、ヒラメ、クルマエビ、アマダイ、トラフグ、カサゴ等については、今後も資源のより適正な管理を推進する必要があるため、分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、宮崎県水産試験場を中心とし、関係県との連携のもと、資源管理体制を充実強化し、将来の具体的な資源管理方針について検討していくこととする。

- (5) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。

- (6) 更に、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

- (7) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
		平成22年	平成23年
	まさば及びごまさば	15,000トン	トン
	まいわし	若干	若干
まあじ	6,000トン	5,000トン	

- (注) 平成22年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成22年7月から平成23年6月まで、それ以外の第1

種特定海洋生物資源にあっては平成22年1月から平成22年12月までである。平成23年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成23年7月から平成24年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成23年1月から平成23年12月までである。なお、平成23年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量の、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業			
		平成22年	平成23年	
	第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	まさば及びごまさば	14,838トン	トン
		まいわし	若干	若干
	まあじ	4,845トン	3,799トン	

- (注) 平成22年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成22年7月から平成23年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成22年1月から平成22年12月までである。平成23年の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成23年7月から平成24年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成23年1月から平成23年12月までである。なお、平成23年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めるものとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがな

いよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあつては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、都城市長から次のとおり通知があった。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 作業の種類

公共測量（新田土地区画整理事業 4級基準点測量及び街区・画地出来形確認測量）

2 作業期間

平成22年12月6日から平成23年3月22日まで

3 作業地域

都城市高崎町大牟田地域

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成22年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

宮崎県グループウェアシステム構築業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化システム担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成22年10月25日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社富士通エフサス 宮崎市高千穂通1丁目6番38号

5 随意契約に係る契約金額

116,700,000円

6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

政令（平成7年政令第 372号）第10条第1項第1号に基づく随意契約

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 143号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第99条第2項に規定する宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成22年12月5日現在次のとおりである。

平成22年12月24日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の3分の1の数

1,937人

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 120号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第1項及び第 130条第4項の規定により、内水面第5種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

平成22年12月24日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

1 増殖義務

平成23年1月1日から同年12月31日までの間に別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。

2 こいの増殖

こいについては、放流以外の方法で増殖義務を履行する場合、原則として放流に係る経費と同額相当の産卵床造成を行うものとする。

3 おいかわ、うぐいの増殖

おいかわ、うぐいについては、別表に示す増殖のほか、全部又は一部を放流に係る経費と同額相当の産卵床造成に替えることができるものとする。

4 実施状況及び実績報告の義務

漁業権者は、平成23年6月30日までに、当該指示内容の実施状況報告書を提出するとともに、平成24年1月31日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。

5 その他

当該指示については、別に定める第5種共同漁業権に係る増殖指示の取扱方針に基づき適正に行わなければならない。

